



特殊詐欺被害防止対策の推進 ～詐欺犯人は様々な方法で、あなたの財産を狙っています～



【重要】SNS型投資・ロマンス詐欺に注意

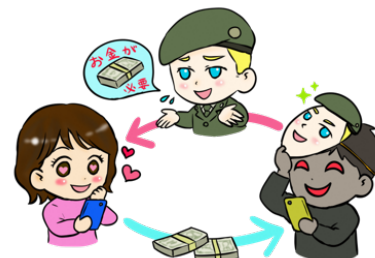
● SNS型投資詐欺の具体的な手口

- ・ SNSやウェブサイト上の広告などをきっかけに、グループトークに招待されます。
- ・ グループトーク内で外貨や暗号資産への投資を勧められ、投資専用のアプリなどを通じて資金を振り込むよう指示されます。
- ・ お金を引き出そうとすると
「出金には手数料が必要」
「税金を支払う必要がある」
「違約金を支払う必要がある」
などと言って指定口座への送金を指示されます。
- ・ その後、送金した資金も出金できなくなり金銭などをだまし取られます。



● SNS型ロマンス詐欺の具体的な手口

- ・ SNSやマッチングアプリを通じて知り合った相手と連絡を取り合ううちに、結婚や交際を申し込まれます。
- ・ その後、相手から、
「結婚後の生活のために投資しないか」
「戦場で得た金を送りたいが、関税がかかる」
「国の治安情勢が悪くなって銀行からお金が下ろせない」
などの理由で指定口座への送金を指示され、金銭などをだまし取られます。



● 防犯ポイント

- ・ 面識のない相手からグループトークに招待されても参加しない
- ・ 知らない人からのトークやグループへの招待が届かないように設定する
- ・ 取引業者が金融庁に登録されている業者か確認する
- ・ 振込先の口座名義が個人名や毎回異なる場合は、詐欺の可能性がある
- ・ アプリやサイト上で資産価値が増えていても、詐欺の可能性がある
- ・ 投資を行う際は、冷静・慎重に判断する
- ・ 送金や入金前に、家族や友人などの周囲の人に相談する



自転車の盗難 に注意！！

- ★ わずかな時間でも鍵をかけましょう！
- ★ 手間を惜しまず、ツーロックをしましょう！
- ★ 不正解錠に強い自転車鍵等を使いましょう！
- ★ 「自宅だから大丈夫」という油断は禁物です！



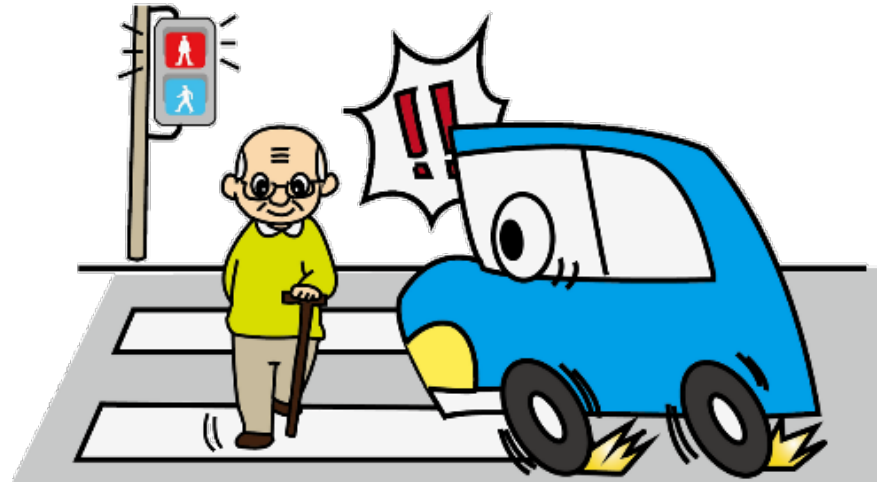
道路を横断する際の違反行為

早朝、夜間に横断歩道の無い場所で道路を横断し、車にはねられるという痛ましい死亡事故が県下で多発しています。

暗い道では、あなたの姿が運転手から見えていたとは限りません。
正しい方法で道路を横断しなければ、歩行者が交通違反となる場合があるので注意してください。

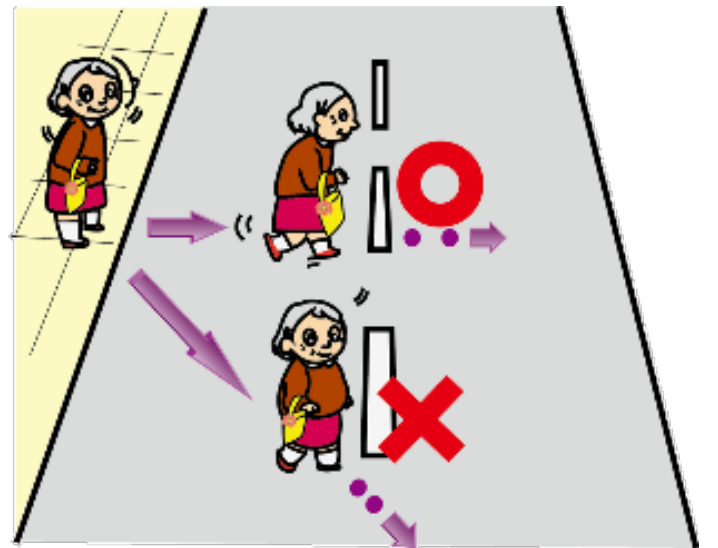
赤色信号無視

道路交通法 第七条 第一項
歩行者は、信号機の表示する信号に従わなければいけません。



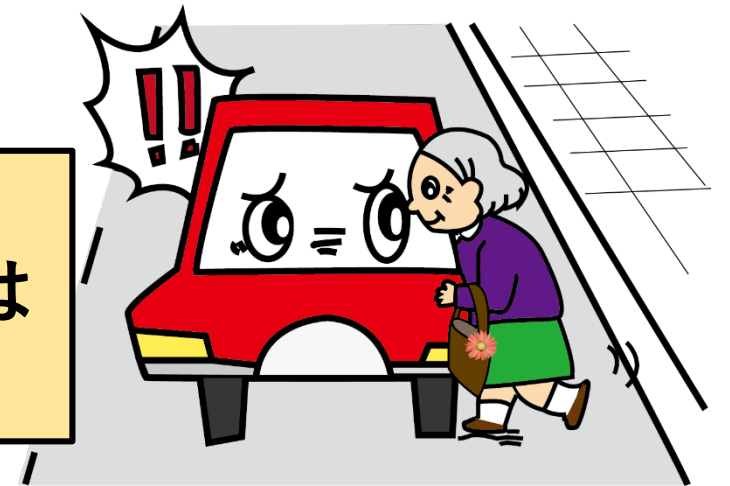
斜め横断

道路交通法 第十二条 第二項
歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。



車の直前、直後の横断

道路交通法 第十三条 第一項
歩行者は車の直前または直後で道路を横断してはいけません。



横断禁止場所の横断

道路交通法 第十三条 第二項
歩行者は道路標識によって横断が禁止されている場所では横断してはいけません。



須磨警察署